

国土交通省自動運転戦略本部の設置について

平成28年12月9日

国土交通省自動運転戦略本部決定

平成30年3月22日 一部改正

令和5年1月20日 一部改正

1. 設置の趣旨

交通事故の削減、地域公共交通の活性化、渋滞の緩和、国際競争力の強化等の自動車及び道路を巡る諸課題の解決に大きな効果が期待される自動車の自動運転について、G7交通大臣会合、未来投資会議等の議論や産学官の関係者の動向を踏まえつつ、国土交通省としての的確に対応するため、省内に国土交通省自動運転戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部員

本部員は次の通りとする。ただし、本部長は必要があると認めるときには、本部員を追加することができる。

大臣（本部長）、副大臣（副本部長）、大臣政務官（副本部長）、事務次官、技監、国土交通審議官、官房長、技術総括審議官、公共交通・物流政策審議官、総合政策局長、国土政策局長、都市局長、道路局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、国際統括官、観光庁長官、国土地理院長

3. 事務局

本部の事務局は、自動車局及び道路局に置き、関係各局の協力を得て、その事務を処理する。

4. ワーキンググループの設置について

実務的な見地から効率的に検討を行うため、以下の通り、本部の下に自動車局、道路局及び関係各局からなるワーキンググループを設置する。

- 自動運転環境整備ワーキンググループ
- 自動運転技術開発・普及促進ワーキンググループ
- 実証実験・社会実装ワーキンググループ

5. その他

前各号に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。